

節用集改編ものの一例について その一

山田俊雄

筆者が、首題を仮に立てて、ここに述べようとするこ
とは、学術的課題になつてゐる問題に応へようとするもので
は必ずしもない。上に述べた両書の合体ともいふべき体裁
の著作物の一例を考察して、それぞれがどのやうな関係を
なして共存してゐたかを省みようといふに過ぎない。

この論——もし論といふ名を冒してもよいならば——の
方面について分化して、弘く行はれたのも、また明らか
なことである。さらに、両者の末流が合体したり、さらに
他の要素を加へつつ増益された百科知識の淵叢といふべき
ものを作られたことも、もはや新しい知見といふことはで
きない。

一、節用集と往来物との交渉

うな技術・方法があつたかを省みることである。

「一定の秩序を与へて、ことばを排列する」には、一つの基準を定めなければならないが、その一つの基準を定める必要の度合ひにまで溯つて考へてみると、一定の基準が、適用されるべき対象の、事項（アイテム）の集合としての性格によつて、「一定」といふことが必ずしも全体を貫する唯一不動のといふ条件を要しないこともありうるであらうと思はれる。

一つの分りやすい例をとるなら、三巻本『色葉字類抄』の意義の部立てがそれを示してゐると思はれる。この辞書は、「いろは」分けをした次に、意義による部立てを行つてゐて、辞書の体例として、先例を見ない画期的なものであつた。すなはち、その「いろは」分けといふのは、「伊呂波仁保倍登地利奴留乎和加与」（前田家本上目録より抄出）「他礼曾津爾那良無字井乃於久野万計布」（黒川家本中本文標目より）「古江亘阿左幾由女美之恵比毛世須」（前田家本下目録より）の四十七部に分けたことを指す。それぞれの部を、更に「天象・地儀・植物・動物・人倫・人体・人事・飲食・雑物・光彩・方角・員数・辞字・重點・疊字・諸社・諸寺・国郡・官職・姓氏・名字」に二十一部類した

のは、意義による分類といはれる。この「十一」の門名をよく観察すると、「天象・地儀……員数」の十二門は意義分類として最も明瞭なグループをなしてゐるが、「辞字・重点・疊字」の三門は、語もしくは用字の様相についての、別の基準にもとづく分類門のグループであつて、更に「諸社・諸寺・国郡・官職・姓氏・名字」は、又、別の、固有名称としてのグループを作つてゐる。大きく分けると、先づ三つのグループになることが著しい。第一グループは主として物の名であつて、「人事」を除くと普通の事物の名称に当る。ただし、もつと厳格を求めるなら植物・動物の分類名は、他の普通名称とは必ずしも常に同一レベルに並ぶものでないと見られる。第二グループは語そのものの語法的性格、もしくは用字そのものの様相を基準にするのであるから、「辞字」と「重点・疊字」とは自ら分れて別のがループとすべきものである。従つて「諸社」以下の第三グループをも考慮に入れるならば、精確には、少くとも

第一グループ 天象・地儀……員数
第二グループ 辞字
第三グループ 重点・疊字

第四グループ 諸社・諸寺……姓氏・名字

の四つの群を区別すべきこととなるであらう。

色葉字類抄の編者自身の考へでは、この二十一門の排列やグループ化などについては一切言及するところがなく一律に排列してゐて二十一門を同一レベルに置いてゐると思はれるものである。しかし右の排列の様子から推すと、区切りを付けて、少くとも四つのグループの存在を解釈することが可能である以上、見えざるグループ化が存在したことを意義あることと考へざるを得ない。そして、ここで明らかなことは、意義分類といはれるこの二十一部類が、今日のいはゆる意義による一貫した基準によつて行はれたものでないといふ事実である。

「人事」門の中には、一音節語・二音節語・三音節語の順に、多音節語に及ぼして行く排列があり、最後に楽曲名を加へる方法が見られる。また「辞字」門においては、人事門とほぼ同じく一音節語から二音節語・三音節語へと順次多音節語に移つてゆく排列がある。「疊字」門では、字音語と字訓語とを大別し、字音語では二字漢語・三字漢語・四字漢語の順。字訓語においても二字語・三字語の順で

ある。また字音語の同一字数の語（主として二字漢語にあるが）の中では、『色葉字類抄攷略』に既に調査報告されてゐる通り、意義によつて「天・地・山岳・河海……」に始まり、「雜」に至る三十七部を分け、次に各部中に意味によつて「分」の名目を付して細分することが少くない。その部・分の排列はまたそれ自体の一一定の秩序をもつてゐて、同じく意義分類である、先の二十一門中の第一グループとは別のものである。

同じ辞書の中において、右のやうに多様な分類・排列の基準を併用することは、この『色葉字類抄』三巻本（もしくはその先行者としての二巻本）のみには留まらないであらうが、『色葉字類抄』三巻本の内部組織は、日本辞書史上他にあまり類例を見ない程に整理の行き届いたものである故に、敢へて例としてあげたのである。

事項の集合としての語の集合は、本来それ自体雑然としてゐるものであるから、一つの分類で一貫して範疇を立てて例外なく整然と収めきることができないものであらう。分類すること、また排列すること、この二者は、雑然とした、多数からなり立つ集合を一定の秩序のもとに整理すること、つまり、検索・考察の便を考へて、それに対応する

有意的な秩序ある集合の集合として整理することを意味するが、これが、辞書体の語彙を形成する時の、最初の課題の一つであること、いふまでもあるまい。

節用集類は、その原流として、「いろは」分けと意義分類との二つの分類基準をもつ『色葉字類抄』を有したものと考へられてゐるが、その節用集の原初的状態のものと、後の末流のものとでは、共通する二つの恒常的性格としての「いろは」分けと意義分類とは維持されたものの、その共通的性格の保持のみをもつて、節用集といふ性格は永く維持されたといふべきであらうか。

節用集類の根本的性質を、体例の点から観察することは、既に行はれたことで、その方面に深く立入つたことのない筆者は、何らその方面において発言すべき多くをもつてゐない。従来行はれて来たやうに、体例の大きく変更したものも節用集類として一括整理するのは辞書の内容の伝承関係、影響関係を見る上で極めて有益な方法であり、仮にその内実が大きく増益されたり、縮小されたりすることがあつても、辞書の体例の変更の点からの考察は、辞書史上の連続的・継起的現象の考察として可能であり有効である以上は、採られてしかるべき方法と考へられる。

けれども、著作の目的の点から見ての同一性格の保持、もしくは所収語の範囲の同一性の保持といふやうな点での差違が明白に生じるならば、それは、節用集類といふ名で一括して扱つた結果の談であつても、その事実が明らかになれば、やはり、別の性格のものとして扱ふのが妥当であらう。少くとも、もつと内容に即した工夫も必要になるであらう。

節用集が、ある特定の著者の作品としての個性を稀薄にして、一般的に、「いろは引きを第一にし次に意義部立てをした辞書」をさす称呼にもなつてしまふ時期には、それは要するに、「下学集」の如き性格の辞書と相対的に区別される国語辞書といふに過ぎなくなるのである。また意義部立てをもたない「いろは集」に対する一群の称呼といふにとどまる状況になるわけである。

そのやうな状況が、節用集類といふ一群のどの時期について生じたかを考察するのは、辞書史を、編纂者の側から眺めてゆく立場をとるときは、基準を原形に近い極に置くことが多い故にか、さして問題とも考へられまいが、辞書を利用する者が、どう考へたかといふ側で考へようといふ場合には、やはり一つの課題たりうるやうに考へられる。

節用集類の末流の書の数がいくつあるかを、直ちに数へ上げて漏れ無し、といふわけには行かないが、節用集類がいつまでも利用者の側に他から与へられるだけであつたとのみ考へるのは、商品として弘く行はれたといふ点を考慮すると、片手落ちの考へ方であるやうに思はれる。

商品としての辞書は、今日の状況から推理してもたやすく分るやうに、需要が多く、しかも利潤に富むものである。そして、類書の多く出やすいものである。そこには自然に市場での競争がある。その競争場での出頭のものたるには、工夫がなければならない。さて、そこに、利用者の心を計測する編纂者の苦辛が生れる。

節用集類が、云はれる如く、ことばを漢字で表記するための手近かな指針であつたとするならば、その要請にもつとも単的に応ずるやうな工夫を施すことこそ、競争場裡の勝者たりうる条件の一つであつたと考へられよう。

室町時代に成立して、増益されつゝ次第に変貌して行つた節用集類の、変貌の方向の一つは、少くとも、一往、右に仮定したやうな、利用者側の要請に応じるものであつたと考へるべきであらう。

辞書は、すべてその利用者の立場を考へるものであると

はいつても多様な利用者の性質によつて、多様化すべき筈のものであり、その多様の範囲は、純粹にアカデミックな研究者といふ利用者を一つの極端として、他の極端には、もつとも文字力の低い人々をもつてゐる。辞書利用の目的についても多様が考へられる故に、利用者・目的両方面を組合せてその要請に応じるとなれば、当然、辞書の具体的な姿の多様も免れがたいことなのであらう。

節用集類は、一つの群をなすものとの仮定の上に立つて考察すること、決して不当ではない。しかし、編纂史として辞書史を捉へるとしてもなほ、そこには、何がしか、享受・利用といふべき分野の状況の考察を加味するのが至当と思はれる。筆者は、もちろん、この段階で、辞書出版の事情を全体的に十分考察の範囲にとり込むほど調査が行き届いてゐないのをむしろ幸ひとして論じてゐるのであつて、節用集類が一つの新しいタイプを加へる時、どんな事情があつたかを、知り得た僅少の事実に依つて考へようとふに過ぎない。

が述作『一代書用筆林宝鑑』といふものである。

近世の書林出版書籍目録の類によつて探索すると、この中村平五三近子なる人物は、享保十四年刊の書籍目録に最も早くその名が見える「三近子」でもあると推定されるが、その著作物は二三にとどまらない。今、慶應大学図書館斯道文庫編の、右目録集成によつて、書籍目録の享保十四年刊本から明和九年刊本にわたつて卒爾の調査を試みる所、次の如き状況である。

(享保十四年刊目録中の所見)

- | | | | |
|---------------|---------|------|---------|
| 1 | 象貢獻 | 三近子 | (故事類) |
| 2 | 書用筆林宝鑑 | 三近子 | (往来手本類) |
| 3 | 四民往来 | 同 | (同前) |
| (宝曆四年刊目録中の所見) | | | |
| 4 | 俗学指南車 | 三近子 | (韻書字書) |
| 5 | 悉皆世話字彙 | 三近子 | (同前) |
| 6 | 南方紀伝 | 三近子校 | (有職和書) |
| 7 | 艶玉百人一首 | 三近子 | (歌書) |
| 8 | 兒戯笑談 | 三近子 | (奇談) |
| 9 | 文通書用字便藏 | 三近子 | (往来手本物) |

右の十五種が抄出できる。これらのうち、3『四民往来』は別名を『倭国通用書翰箱』と称したことが知られるので、11『和国通用書翰箱』と同じ内容のものであらう。図書総目録によると右のほかに享保十五年刊の『満字節用書翰宝蔵』といふ名の三近子編が知られる。また享保十九年刊『万蔵節用字海大成』を拾ふことができる。広く探索してゐないので遗漏があると思はれるが、右にあげた著作物のうち、節用集、往来物を刊年順に示すと次の如くである。

享保十四年

四民往来 四卷五冊(別名、倭国通用書翰箱)

10	筆用文林富貴藏	三近子	(同前)
11	和国通用書翰箱	三近子	(同前)
12	百家文章自在箱	三近子	(同前)
13	刪補伊呂波韻	三近子	(明和九年刊目録中の所見)
14	満定節用錦子選	三近子	
15	文章指南調法記	三近子	

享保十五年

書用筆林宝鑑

満字節用書翰宝藏

享保十六年

俗字指南車

百家文章自在箱
享保十八年

悉皆世話字彙墨宝

一冊（別名、悉皆字彙・悉皆世話字彙秘密箱）

享保二十年

文通書用字便藏

一冊

不詳

筆用文林富貴藏

一冊（宝曆四年刊書籍目録に見ゆ）

明和八年

満字節用錦字選

一冊

不詳

文章指南調法記
一冊（明和九年刊書籍目録に見ゆ）

明和九年以後に新たに著作があつたか、なかつたかは、未だ調査の行届かぬところで、今後の課題にして暫く措

さて、前述の如く、本稿で話題にするのは右の一覧中の、享保十五年刊『一代書用筆林宝鑑』一冊である。この書は、寛延三年刊本もあつて、今考察するに直接には架蔵の寛延三年本をもつてする。

そして、この書物は、その書名の示す如く、一種の往来物であつて、いはゆる節用集類といふことはできない。書状に関する百科全書の如き体裁のものである。ただし、この書の全体にわたる上欄頭書のなかに、三十九丁ウラから起して、辞書体のものが掲げられてゐる。途中に他の記事を交ぜながら、百十七丁ウラに到つてゐる。ただし、この書は五十丁のウラが七十丁ウラに相当してゐて二十丁を飛ばしてゐるばかりでなく、さらに百二十丁ウを百六十丁ウとする、つまり、さらに四十丁を飛ばすといふ不具の丁づけであるから、総丁数においては、名目上、奥の二百一丁の丁づけの数には六十丁を減じなければならない。即ち、総丁数は、卷頭の目録を含む所謂前付けの十二丁を除いて考へると、二百一丁から六十丁を減じた百二十一丁である。

したがつて、以下本書を紹介するに当つて、もとの丁づけを尊重すると勘定の上で不合理を生ずるわけであるが、し

かし本文においても頭書においても、丁づけの飛んでゐる個所は錯誤が見られないばかりでなく、丁づけの飛んでゐる当該の丁の丁づけは、前の方には柱に「五十ノ七」と明記し、後の方には「百廿ノ百六十」と明記してあるので、著作者自身自覺してゐた事実であるので、しばらく本書の丁づけ通りに論をすすめて行くことにする。

本書の頭書としてはさらにその次に『日本国尽』や、『三才図絵』からの抄出としての『外偏國』、さらには『年中行事并產物』『證文手形かゞみ』、また『三才図絵』からの抜萃で『西湖十景図』があり、『十干之図』（一百一丁オにわたる）を示して終るものである。本文としては書状の規範が示してあつて、初丁の『佳節門』の年始披露状に始まつて、『三教門』第三の『務・生理・文章』をもつて大尾とする。今、この稿では、本書については主として、頭書の辞書体の部分についてのみ対象とする。

私が興味をもつたのは、第一に、中村平五三近子なる同一人が、かなり短期間に連続して、節用集類や往来物を次々に作つて刊したことと、それのみではなく、第二にその著作の冒頭に、異見がましいことを少々述べてあるといふことがある。ただし、私の興味をもつて到つた直接の要因

は、たまたま後者のコメントについてその信憑性を内部微証によつてたしかめようと思つた時、派生的に、後に述べるやうな、第三の辞書との関連に気づいたところにある。したがつてもし、私の作業の順を追つて巨細に報告をなすとすれば、その発端から語り出すのが、もつとも自然である。

さらに、その発端を自分の手に擱んだ原因は何かと云ふならば、それは、なるべく末流の節用集まがひのものを資料にして、江戸末期頃の一般的の用字圈と漢語の状況とを知らうと企てたことにある。今、そもそも端緒について、またその端緒に到るまでの経過とでもいふべき別の問題については、別に小編を用意してゐるので、一切を省くことにする。

したがつて本稿の主題は、節用集の改編の一つの具体例を調査して、節用集類の資料的価値の論に及ぼうといふことである。

二、『一代書用筆林宝鑑』の頭書中の

辞書体の部分の性質

さて、右に述べたやうに、享保十五年刊（ここでは寛延三年刊本による）の『一代書用筆林宝鑑』は、中村平五三近子の筆作であるが、その三十九丁裏の頭書に、次のやうな一文を前置きした「書面走廻用字」と題する辞書体の部分がある。この題には「しよめんはしりまいようじ」と平仮名が振つてある。「はしりまい（走回）」とは「すぐ役に立つ」の意であらうか、キリシタン版の落葉集に「走舞」と見えたる、運歩色葉集にも見えたりする。日ポ辞書によるとハシリマウの動詞と、ハシリマイの名詞と両方が見えてゐて、名詞の場合には、貴人の家屋敷や財産を管理する、熱心な、おきに入りのめしつかいをさす様に説いてあるが、動詞としては、迅速に役をつとめる、打てばひびくやうにサービスする、奔走するといふ義のやうである。この「ハシリマイ」（もしくは「ハシリマウ」）は、節用集にも見え、この書の「は」の部にも出て来る語で一般によく通用してゐた語と思はれるが、現代語としてはやや本義から

はなれる。

要するに「書面にすぐ役立つ用字」といふ風な意味の表題がついてゐて、その次には、左のやうなコメントがある。これは三十九丁裏から四十丁の裏に及んでゐる。今、煩を厭ふことなく全文を掲げる。ただし印刷の都合上、漢字字体を改めたところがある。仮名遣はもとのまま。

書面走廻用字

ま／＼の文字のこる所なく極／くして何に事／なくこ
となくそなはれり。今こゝに轉／むる所の用字ハ節用字
尽／ものやうと違／ひ毎日書面入用の手近／き文字をあつめ
て今日仰書又ハ手紙等の急用にそなふ。それゆへ蟻／
居童／＼追駕／＼爽／＼南風北風などいへる難字何千字
も字書にあげをくといへ共此等の文字ハ凡人間一代の
内一度も用ゆる字にあらず。かるがゆへに此所にハケ
様の難字ハ一字ものせず少々難字類ハ本文の文言の手
爾葉に入置て兒女の見ならいにそなふ。又用字の内に
いたりて近かき殿／＼様。内／＼外。又。一千百千万。
無事。貴様。目出度。上下などいへる字。数百字あり

といへ共今日かな本ても用文章を見る程のひと居の類の近き字一代に一度も引みる事なくみな見えてゐる居ことなればこれ又一字ものせ置づ予一代書用と四民往来の文書同時に筆作し児童書面の為に通用ばかりの世話文字をのせて手習のたよりとす。

さて、ジョアン・ロドリゲスがその日本文典の中で云つたやうに、平仮名が「単に無智な者や婦女子が、余り大切なものを書くのに使ふのであつて、書状とか重要な文書とか、その他所謂公のものとかに使はない」のが常識であつた頃から、既に時代は進んで、すでに女子の書状でも漢字を交ぜる時代に變つてゐたといふ事情を念頭に置きながら、右の文を読むと、節用集やそのほかの字書に收められてある文字は、そのすべてが普通一般の用字圏内のものではなかつたのだといふ主張が見出される点で、一種の新鮮な驚きに近いものを感じる。「難字何千字も字書にあげをくといへ共此等の文字（蟄居童ニ 追隨 爽 南風北風など）ハ凡人間一代の内に一度も用ゆる字にあらず」と考へてそれらを除外し、一方では「殿・様・内・外・い・又・一百千万・無事・貴様・目出度・上下」などの易しい字

は一代に一度も字書を引いてみるとなく覚えてゐる字だから載せないともいつて、収録の範囲について一往の見安を示してゐる。この『一代書用筆林宝鑑』の文のいはんとする所からすれば、今日いはれるやうにこの時代の人が節用集によつて文字の書き方を知り、他方倭玉篇の類で文字の読み方を識るといふ二方面から、漢字と單語との相互対照関係をたしかめたであらうという通念についてかなり皮肉な觀方があつたのだと考へられるのである。

また節用集のみに限つて云つてみると、享保の頃までに刊行された、また享保年間に最もよく利用された新刊の節用集の内容は、実は、煩瑣な内容になつてしまつてゐて、実用にはむしろ遠い点もあつたやうに、一般人の眼には映じたらしいといふ風な解も成立ちさうである。この異見は著者中村三近子の、ある種のポリティクに属することかも知れず、その真相については、別途に証明を要する事柄であつて、今ここでは、その云ふ処はともかくとして、先づこの『書面走廻用字』は、新しく集められたものかどうかといふ事実のみを検査してみることにする。

この字集で排斥されたのは、人間一代に一度も用ゐることのないやうな「蟄居童ニ 追隨 爽 南風北風」などと

いふ難字の類である。この例示された用字は、いはゆる世話字に属する、今これらについてのみ、他の字書に実際に収録されたものから拾つて見ると、

蟄居童（増補広益字尽綱目ち）
鞆居童（増補広益字尽綱目を）
辻字詳（増補広益字尽綱目を・世話）
追箇（増補広益字尽綱目わ・世話）

爽（増補広益字尽綱目か）

南風北風（増補広益字尽綱目か）

世話

のやうな対応を見出すことができる。三近子は、「蟄居童」以下を難字の例としてあげてゐるが、右に参照のためにあげた宝永二年刊の『増補広益字尽綱目』三冊本の下巻にある第廿三「言語并世話」の部においては、右の五例すべて見出せるけれども、すべてを「世話」に収めてはゐない。参考の時に「を・世話」「わ・世話」とした二例のみが、字尽綱目の方で「世話」扱ひになつてゐる。しかし乍ら、右の五例は、「大和詞大成」巻末などに付する「世話字尽」に

よると（享保十一年刊本による）、「追箇」^{ヲイハキ}「南風北風」^{カケラカベシ}の如きを收めてゐるので、大体すべてが「世話」字の扱ひにしても特に不都合のないものであつたであらうと思はれる。

したがつて、三近子が云ふ「難字」の範疇は、いはゆる世話字のみではなく、それに近いものが收められるものであつたらうが、その中で特に難字を排除する意図であつたやうに想像される。そして、例示したものから推すと、極めて具体的な事実を背景にもつて書かれた記事であることは、同じその文章の末尾に、

「予、一代書用と四民往来の文書同時に筆作し児童書面の為に通用ばかりの世話文字をのせて手習のたよりとす」

と述べてあることからも分る。すなはち『一代書用』と『四民往来』とは、先に示した一覧の如く享保十四、十五の交の刊ではあるが、もともと同時に企てられた著作であることが具体的に両書の現存によつて確められるからである。

享保十四年刊書籍目録よりも溯ると、もはや三近子の名は目録に見えないので、この種の著作のはじめにこの二書

が企てられたと推定できる。のみならず、その著作の動機が、節用集類または他の字書について、その収載する語——ひいては用字の内容的な検討にあつたといふことは、そのことばを額面通りに解してみた筆者にとつては尠からず興をそそられた。

このやうな主張・見解を、この三近子は享保十八年刊の『悉皆世話字彙墨宝』の序においても、引続き明瞭に述べてある。

次に引くのがその序の全文である。

○俗間に節用字書の類繁多にして字々体備はり用足れり。しかし用に臨んで字を縦引に。動すれば引字欠闕する事多し。かるがゆへに此書には。彼の一十百千万殿御様い等の類。至近の字を悉く省いて。火朽鑼囁吒等のことき要務の字を数千増益して童蒙文字思ひ。いさゝか事の観ざるたよりとす

○礎文字みなそなはるといへども。童蒙和俗通用の書面をわきまへざれば。文言のとりあつかひに疎く片楮往来に不都合の文章多し。かるがゆへに。此書かしら

に当流の用文章あまた記して日用文通のたすけとし。又むかしよりひ習はしたる俚諺の來由をいろは分にして速かに見安からしむ。たとへば磨芸のことは。いの字の下をたづね。飛頭蠻の事は。ろの字の下をたづねみる例これなり。

○俗間に書状往来のときにあたりて。異名或は書翰風の媚たる字づかひをこのむ人もあれば。今はじめて書翰の文字に和訓を裁して。悉くこれをのす。たとへばイッヒシケイ(ヤウタシクソロ)イッヒサンクウシラサメソロ幸受至嘉(カ)嘉(カ)至(カ)嘉(カ)觀二(ミルニ)扮(カク)戯(チャウ)鉢(ハリ)鰐(ジッ) 觀二(ミルニ) 角(カク) 舟(テイワリウ) 柳(コウ) 巷(カク) かくのとく等の例これな

雑下之士

中村平五三近子筆作

右の文中の第一段の趣旨は、『一代書用筆林宝鑑』の前引の文のそれと同様である。またこの文の第二段では、

礎文字みなそなはるといへども。童蒙和俗通用の書面をわきまへざれば。文言のとりあつかひに疎く片楮往来に不都合の文章多し。かるがゆへに。此書かしら

当流の用文章あまた記して日用文通のたすけとし又…

…(下略)

と述べて、「礎文字」が完備したとしても、それのみでは役に立ちがたいことを指摘する。この「礎文字」といふのは「礎鴨」とか「礎発句は誰もする」などいふ時の「つぶて」と意味を共有するものかと思はれるが、実は、三近子自身、「一代書用」の頭書（十二丁ウ）の「名乘重宝記」の中で、

(上略)……
扱韻鏡といふもの末書もおほく 事むつか
しき物なればやすくなびがたし 節用集にも名乗
のつぶて文字は五性に付てあらはずといへども一字ば
かりにして二字の熟字なれば今日名乗の受用に益な
し……(下略)

とある所から推せば、「独立して書いた單字」といふに近い。この「礎文字」の対義語は、右の文中では「熟字」であらうが、さらに、『悉皆世話字彙墨宝』の序においては「文章」もしくは「用文章」といふことになる。この「文

章」は、易林本節用集に湯桶の語を示して、

酒器也 日本書「一、文章、云是也／一字、讀、云一
字、音、云也此類甚多

といつてゐる「湯桶文章」の「文章」に当るものであらうから、それに対しての「礎文字」である。

礎文字では役に立ちがたいのは、勿論、三近子の著作が、書簡文や証文などを制作する立場を顧慮してゐるからであつて、用字を解読する側に立つことのみが字書の目的ではないことを体験として知つてゐたからであらうか。このやうな節用集に関する批判的立場が明確になつて行くことが、この中村三近子以外に、この享保の頃より前にどれほどあつたか、未だ判明しないけれども、少くとも今後の江戸期の普通辞書の中心であつた節用集類、または他の字書についての考察には、このやうな論点の存在したことを見逃すこととはできないやうに考へられる。

ただ、三近子のさすところ、節用集以外に及ぶものであらうから、むしろ倭玉篇や伊呂波韻のやうなものに、より多く適合する評言と見るべきかも分らない。「礎文字」の

点を重視すれば、明らかに単字のみを標目とするものの方が対象としてふさはしいからである。

さてこのやうな趣旨のことは、『悉皆世話彙墨宝』の中に、書簡文の文例として掲げてある。「答_二世話字」の一文によると、さらに明瞭である。

答_二世話字
書面。御認之砌。世話字御釋或し節用集字尽。御縁被成。得共無用之字而已多。仕不自由に。橄榄塗。火炳。易鑑之字。就_二尋書付。乍去書通者。遠近當用を弁迄之儀に。得者御慰。御拝書者各別。用向之字は必仮名にて御通達可。先方え被遣。右の御尋之字。も説不申時者。歷然差間に罷成。俗世人仮名交書通は慮外に立と申人御座。無三多賄一説にて。本朝之仮名は漢字にて御座。得者伊呂波字毫毛茂傲に不罷成。

右に引くところから察せられるやうに、一歩すすめて、仮名を用ゐることを勧誘して、難字を避けるのをむしろよ

しとしてゐる。江戸時代を通じて、国字論めいた論説がどのように展開されてゐたかに、筆者は甚だ味いけれども、右の文面は、一つの見識を示したものと考へてよいであらう。

このやうに見て來ると中村平五三近子なる人物は、如何なる学統に連なる人であつたか、別段の興を抱かせるところである。その点についても、今特に論及すべきものを十分に蓄へてゐないのでさし措くこととする。

さて、右に、著者三近子が、やや個性的な主張を掲げて著作した『一代書用筆林宝鑑』の頭書の「書面走廻用字」は、どのやうなものであらうか、それを次に紹介し、同時に、その語排列の状況を考察することにする。

先に聊か触れて置いたやうに、この『書面走廻用字』は、

魚類(之部)以下「……之部」とあるとき、「……之部」を略す)貝 虫 蛇 禽鳥 獣 食火 衣服 道具 草木 支体病疾 宮室 時令 天地 言語 の順に部門の排列がなされてゐる。

各部の中は言語の部を除くと、特に何らの標目はない、一連のものとして列挙してあるばかりである。

右のやうに、組織排列してあるところから見るとこの『書面走廻用字』全体は、節用集類とは大いに異なるものであつて、もはや「節用集」類とは見られまい。

節用集の特徴は、第一次的に語の第一位字を「いるは」で分けて、それぞれに群を造り、第二次的にはその群をさらにそれぞれ意義分類して一定の排列のもとに組織するといふ二つの特徴を、右の第一次・第二次の順にもつといふのが節用集であることを承認する指標であつた。

右の基準を正しいとするならば、この『書面走廻用字』は節用集的特徴をもつてゐないと判定してよいのである。

しかし、さればといつて、これを下学集の如きものから

の末流と見ることも障げがある。といふのは、以下に段々示すやうに、節用集類の方に近い性格を内蔵してゐる点があるからである。

ここで、その黑白を先立つて論ずるよりも、本書の内容の考察を行つてみるのが有効であると考へられる。

右の記事の摘記には、本稿筆者が、《》の印をもつて、今私に区切つて掲げてある。区切つた理由は、そこに、いろいろは部分の一つの群の始まりおよび終りがあるからである。《……》の印は、そこに若干の語を今省略したことを見して、《》／＼または《》／……＼が、それぞれ同じかなで始まる語群であることを示したのである。その

三、『書面走廻用字』の部門と語の排列

今、魚類の部（四十一丁オ—四十一丁ウ。四十二丁ウ—四十四丁ウ一行目）の冒頭の部分から見よう。

鯨をくじら 鮎めくじら／海鼠なまこ……鮮肴なまさか／年
魚ねんぎよ鮎アユ／即魚そくぎよ鮎フナ也 異魚そんぎよ鱈マス
／章魚たこ……赤鮫たい 鯛タイの字は正字に非アラズ 棘鯛魚きよ
くれうきよ鯛／海馬かいば……鱗鯰かづのこと／鰐わに
／鰐魚をさば鰐鱗をいかは／ 鮆魚どぢやう泥鰌同／鰐魚は
ら……対鰐ほしみび／ 鰐にしん……鱗鰐にべ／飯はまち……
鮓はへ／海豚魚いるか……鯢いさゞ

結果として、冒頭の「をくじら・めくじら」を除けば、「な・ね・そ・た・か・わ・を・と・ほ・に・は・い」の排列があることになる。この排列は、「い・（ろ）・は・に・ほ・（へ）・と・（ち）・（り）・（ぬ）・（る）・を・わ・か・（よ）・た・（れ）・そ・（つ）・ね・な」といふ普通の「いろは順」の逆を行くものであつて、（）の印を附した仮名を頭に持つものを欠いてゐると云ふことができる。「いろは」逆順といふ排列は一見不自然であるが、既成の順序の称呼である「いろは」にもとづくので、それの改編と見るならば、これも亦一つの合理的な順序といふべきであらう。

この事から推測できる事は、排列の点のみ「いろは」逆順といふ、一種の合理性はあるが普通でないといふ点で極めて独創的であると見える。しかしこの不自然な新工夫を行つたのは、既成の「いろは」順のものの再編ではなからうかといふ事を考へさせるものである。純粹にオリジナルに集成した魚類の名辞を始めて排列するのに「いろは」逆順に排しようとしたものならば、いろは順でいふ「む・う・ゑ・の・お・く・ゑ・ゑ・ひ・も・せ・す」の各仮名で始まるものが全く收められてゐるのは不自然といはねばな

らなくなる。いろは順を倒さに改編した時は、当然「す・せ・も・く・お・の・る・う・む」の部分が、この順序で冒頭からならんで全体の名辞排列の前半を形造成らねばならないからである。即ち、この名辞の集成は、既成の（つまり「いろは」順のもの）の「い・ろ・は・…そ・（つ）・ね・な」の部分のみを採つて、逆に配置したといふ形と考へられよう。

ここからその編成について多少の岐路に分け入ることを余儀ないこととせねばならぬのである。

前述のやうに四十一丁ウラでは「鯉いき」と終つてゐるが、実は、この魚類の名辞は、次の四十二丁ウラにも続いて現はれるのである。その間の四十二丁オモテの頭書は、晋の孫康の窓の雪の教訓が述べてあつて、直接につづかなければ、語排列にとつては特に有意味ではないと解されるし、此は中間に挿入しただけにすぎないのであらうから、そこで、その続きの分を四十二丁ウラから四十四丁オモテ一行目まで一連の記事の形になつてゐる所に就いて調べて見ることにする。

海螵蛸いかのこう……鮎いじゅし／ 鰯むつ／ 鰻うなぎ……
鰈うをのにべ／ 鰻魚くち杉魚くろだい龍魚同／ 鮎鰈かくぶつ

酒盜しゆどり／ 海月くらげ……九万疋くまびき／ 鰣魚やつ
めうなき鱗鱗同／ 鱗ます……鮎魚まながつは……扁魚同／ 鱗ふ

か……鮎ふな鱗同／ 鮎こち……胡鮎ごぶな氷鮎ひわり天鮎こえ
び……鮎鰈このわた／ 鮎えい……鮎えら／ 鮎あゆ……鮎鰈あ

をさば／ 鮎魚さめ雜魚さこ／ 鮎残魚きす／ 黃鱗魚きどう

……黃鱗同(きどう)／ 明吉みやうきち名吉同／ 鮎しご……

鮎しろを……白小丁同(しるを)／ 鮎ひらめ……魚鬚ひれ／ 鮎せ

い／ 鰈すぐき……脯養するめ小鮎魚同(するめ)／ 鮎しご

小鮎ごんぎり／ 蝦姑しやくなぎ 穿山甲せんさんかう 黃檣はな
をれたい 鰈ふか 矢幹魚やがらいを

(も)・せ・す」とつづき、さらに末尾には「しご……やが
らいを」までの七つがならぶ。

大まかに云へば、この四十一丁オモテから後の部分は「いろは順」の「む」以下「す」までであつて、前半の「いろは」逆順とは正反対の排列である。しかし前半の「いろは」は逆順の「な……い」の部分と、後半の「いろは」順の「む……す」の部分とを併合すれば、とにかく「いろは」各門がほほ揃つて、魚類の名辞を各仮名で始まる全体に及ぶことになつて、やつと完全なものになるのである。

さて、右のやうに見て來ると、既成の「いろは」順にならぶものの、全体のうち、「い……な」迄は逆順に改編し、「む……す」は、普通の順のままに排列したといふことが明らかになつた。

この事は何を物語るかといふに、もはやこれは極めて明るい。始めの「いかのこう……いしよし」は四十一丁ウラの最後の「鮎いさご」と同じ「い」の部に属するので一往之を別にする。さうするとその次から「む・う・（る）・（の）・（お）・（く）」とづづく。その後の「鮎鰈かくぶつ・酒盜しゆどり」の二つを別に措くと「く・や・ま・（け）・ふ・こ・え・（て）・あ・さ・き・（ゆ）・（め）・み・し・（ゑ）・ひ・

この事は何を物語るかといふに、もはやこれは極めて明白に云へることだが、即ち、先行の辞書の排列を故意に改めて、あたかもオリジナルに編した著作らしい面目を飾つてみようとした企てであつたらうといふことである。

このことを次の貝の部（四十五丁ウ一四十六丁ウ）について再び検めて見ることにする。

(蜃洲すはまぐり 醉蛤同 醉貝すがい 郎君子すがい 烏帽

貝えぼしがい) / 簾貝すだれがい 読貝わすれ / 梅花貝むめのは

な / 桜貝さくらべ 真穗貝まほ / 紫貝むらさき / ……板

屋貝いたや (文蛤同 文貝同) 赤穂貝あこやー 蝶貝あわ

びー (鰻同) 石決明同 千里光あはびがら 片貝かたしー 空

背貝うつせがい (宇津瀬貝同) 身空貝みなしー …… 屢はまぐ

り (蛤貝同) 蜗貝しづみー (扁螺同) 千種貝ちくさー (四十

五丁ウー四十六丁オ八行目まで)

右には四十五丁ウ全部とそれにつづく四十六丁オの八行目までを示したが、この後の部分は四十六丁オの九行目からは、次に示すやうなもので、中に貝の名が多くあらはれるが、「貝の部」によさはしいものとしては、一往この四十六丁オ八行目までまとまりを持つてゐるといはねばならぬ。右に掲げたうち()で示した数項を除いてみると、「すだれ貝」から始つて「千種貝」に到る。この一連のものは、女用往来の類に時折見られる「歌仙貝」また「六々貝哥仙」などといはれるものと、殆んど同じ貝の名の列举である。一例としてあげるならば『美玉百人一首女鑑』(宝暦元年十二月刊)、『今様百人一首吾妻錦』(刊行

未詳)の頭書では「歌仙貝之図」に「簾貝・忌貝・梅花貝

・花貝・桜貝・ますほ貝・紫貝・白貝・なでしこ貝・なみ

まがしは・磯貝・枕貝・錦貝・色貝・ほら貝・都がい・う

らうつ貝・さたへ・千鳥貝・雀貝・いたや貝・あこや貝・

あわひ・かたしがひ・うつせ貝・身なし貝・あさり・塙貝

・物あらかい・かたつ貝・あしかい・みぞかい・蛤・蜋貝

・小貝・千くさがい」の三十六を、右の順で掲げるが、先に掲げた本書の貝類の部には、「梅花貝」の次に「花貝」

を欠くと共に、「蜋貝」の次の「小貝」も見えない。先に

()で括つて示した語は前に出る同じ語について別の用字を示したもので、それを除き、先に指摘した二項を加へると、この部分の名辞の排列は「歌仙貝」の内容と全く同じになり、節用集類とは別の系列のものであることが明らかである。

さて、この次に続く部分(四十六丁オ九行目から後)は

擁餗しまがい。(燐同・燐蟾同) / 緑毛龜みのがめ。燐螺みな。
/ 栄螺さざい。(瀛蠡さざい。) / 真螺まで。/ 蚶あかがい。魁
蛤同。珠貝あやがい。車渠あるきかい。(帆貝ほたがい。) / 貝
齒こやすがい。薦貝こもー。/ 灸鰻のしあはび。/(雲丹うに。

海栗うに。／海膽同。靈龜うらがめ。鼈うみかめ。／鼈鼈たいらぎ。

海鏡たいらぎ。田贏たにし。／（田螺同。）／蟹かぶとかに。真珠かいのたま。鰐刺皮かいらぎ。鳥貝からす。牡蠣かき。貝殼かいがら。蛎黃かきのみ。／（鰐かざる。）／（黃甲同。）蟹かに。

（螃蟹同。郭索かに。）／車螯をはまぐり。／鼈どうかめ。／（出没亀すつほん。）／石蠅はや。梭尾螺はらがい。／辛螺にし。蓼蠃同。（鷦鷯にな。）／海蠃はい。／（海燕たこのまくら）

右の排列は（ ）につづんだものを除外してみると、

「し・み・さ・あ・こ・の・う・た・か・を・と・ほ・に・は」となり、これも「いろは」逆順を踏んでゐることが明らかになる。（ ）に括つたものは、いはばその例外をなすのであるが、これらについては附加された理由が考へられるものが殆どである。

「歌仙貝」の前にある「すはまぐり」以下「郎君子すがい」「鳥帽貝えほしかい」までをこの部分に直結して「歌仙貝」の部分を除くと、「す・え・し・み・さ……」の「いろは」逆順が完全な姿であらはれる。

でも、「いろは」逆順が看取できる。

金鐘兎すゞむし。／蜻蛉すべもむし。／蟬脱せみのぬけがら。／（百穿はものす。）／蜜蜂はちみつ。／壁錢ひらぐる。／

蛭ひる。／水薙ゑびむし。／木蠹しみ。／花蜘蛛ぢよろうぐる。風しらみ。半風同。／蓑虫みのむし。／蚯蚓みゝず。／

蠶同。／土蜘蛛はきりぐる。／蟋蟀きりぎりす。／蜻きりうじ。／蟹螯さゝがに。／蠍子さし。／蜻蜓あきつむし。／蛙罷あまがいる。／青蛙同。／蟻虫さしむし。／蝶てう。／蝴蝶こてう。／蝶蝶けうてう。／蠅蝶えんてう。／金龜虫こがねむし。／

／（金龜虫こがねむし。）／金龜虫こがねむし。／蟹馬こうるぎ。／鼈鷄同。／飛蠅ふと。／蜉蝣ふゆう。／蜻蜓やんま。／豹脚やぶが／蛤まるむし。／鼓虫まい／むし。／鼈まゆ。／蟲虫まじもの。／蚰蜒げじげじ。／蝶軒同。／草蛙虫けじ。／（蚰蜒づくばうし。）／紺蠅くるどんぼう。／蜻蟲くわいちう。／蚤のみ。

／（蚤のみ。）／（蚰蜒づくばうし。）／（空蟬同。）／（蛆うじ。）／（蟻あしなぎむし。）／（蟻末むしくそ。）／（蟻蟻むかで。）／（百足同。）／（馬陸同。）／（馬弦むかで。）／（馬蟻むまびる。）／（蛔蟲なめくじり。）／（土蟻同。）／（蜂蟻つちぐる。）／（蜚蝠つべつばうし。）／（金花蟲たまむし。）／（蟻蟻たまらう。）／（木風たに。）／（蚋同。）／（蛔蟻をしに。）／（蚋蟻かいのまゆ。）／（蚋蟻をしに。）／（蚋蟻かいのまゆ。）／（蚋蟻をしに。）

虫蛇の部（七十三丁ウ一七十六丁ウ十丁目）について見

せみ。／叩頭虫ぬかづきむし。／蜻蛉とんぼう。毒腰蟲とびむし。

水蚤蟲とびむし。／氣鑿へひりむし。／霄行はたる。鱗火はたる

び。子子虫ほうふりむし。蜎同。蠋同。蛤同。蠣同。／蠅虎は

いとりぐも。……促織はたをり。（詳注あり。省略）叩頭蟲

はたをりむし。……飛蟻はあり。／螽斯いなし。蚱蜢いなし。……

龍子とかげ。……螭龍りやう。

右のうち、（ ）に収めた語については、後に論をなす
要があるが、しばらく措くと、他は末尾に近い「竈馬いと
ゞ」の辺までは正しく「いろは」逆順である。その次の「蠋
蠋いもり」以下は特に順序がないと思はれる、そして、そ
の部分は「竈馬いどゞ」までが「虫」の部であるに対して、
「蛇」の部であり、別の編成であつて付加されたものであ
らう。

このやうにして、つづく「禽鳥」の部以下についても検
めて見ると、

○禽鳥部（七十六丁ウ十一行目・一八〇丁ウ六行目）
初頭の「鳳凰ほうおう 蟬らん」を除き、「牒すもり」か

ら「鶴鶴いひと」まで「いろは」逆順。

「儀鶴いひと」の次に「鸞鸞がくそく」以下四十二項、
主として字音語の鳥の名を併列する。

○獸部（八十丁オ一八十一丁ウ）

初頭に「獮こけざる。狹。野干やかん。犢こうし。鼈こうじ
ま。狛狗こまいぬ。木魅こたま。空谷響。鼈鼈こねら」と
あつて次に「て・あ・さ・き・め・み・し・ゑ・ひ」の
「いろは」順の末尾。次に「ふ・ま・や・く・う・む・
ら・ね・つ・た・よ・か・を」が、いろは逆順。次に
「と・り」が部分的に「いろは」順。更につづいて「は・
い」は「いろは」逆順。最末部は「麝りん・白沢はくたく
・果然くはぜん」以下「山猿やまとをとこ」迄二十五項目。こ
れは別別の編成のものを付加。

○食火の部（八十二丁オ一八十四丁ウ十一行目）

「灰汁あく・煨灰あつはい」以下「白湯さゆ・熱湯なまぬる」
まで三十一項は、火の部で特に順序は語形上の基準が見
出せない。しひていへば灰に関する語、炭に関する語、
煤に関する語、燈火に関する語、火の状態に関する語、湯
に関する語などと意義上の分類があるかと思はれる。そ
れにつづく「酢す」以下は、「す・せ・も・ひ・ゑ・え・

し・み・ゆ・き・て(調菜てうさら)・さ・あ・て・こ・ぶ
・ひ(陳米ひね)・ふ・け・も(謙もやん)・や・く・の・
う・む・な・つ・そ・れ・た・か・も(陪もちのかび)・わ・
め(鰐めさし)・お・を・ぬ・ち・と・へ・ほ・は・ろ・
い」の「いろは」逆順。途中の()の項目は別に理由
があつて入つてゐるので、排列の原則は変わらないものと
解する。

○衣服の部(八十四四丁オ十一行目—八十六丁ウ七行目)

「齎濃すそ」にはじまる「いろは」逆順で、「纏帶いはた
おび」に到る。ただし「か」の部の中に「世知辨せちべん」
が混入。また「ほ」の部に「絡ほそいと。總ほそぬの。卷子
へそ。褊襟へんてつ。幘にほひぶくる。帽子ぼうし・顱巻はちま
き……」とあつて、一部に「へ」の部と逆になつてゐる。
「にほひぶくる一ぼうし」も順になつて例外をなす。

○道具の部(八十六丁ウ八行目—九十四丁ウ十行目)

「墨心すみさし」に始まり「硯車いしくるま」迄の「いろ
は」逆順。ただし「す」の部に「堆朱ついしゅ」、「寨さい」
があり、「ゑ」の部に「鎗ゑび」「さ」の部に「茶杓ちや
しゃく」・「衡ばかりのさほ」が混入してゐるやうに見えるが
これらも後に述べるやうに合理的な解釈が与へられる。

「け」の部は前後に「ま」で始まる語が排列してあるの
で「ま」の部の途中に入れられた形になつてゐる。また

「む」の部に「麁棒めんぼう」が入つてゐる、これも解明
してみると相応の理由がある。「な」の部の「名倉砥なぐ
らと」の次に「巫浜砥みこのはまと」「淨慶寺砥じやうけいじ
と」が混入してゐるのは、「砥と」の連想によつて、砥の
類を加へたと思はれる。「へ」の部に「幣ごへい」とある
のは「へい」に「御」をつけた形を考へてのことと思は
れる。

○草木の部(九十四丁ウ十一行目—九十九丁オ四行目)

「蘚すべ」に始つて、「蘭い」に至る「いろは」逆順。
「た」の部に「胡王連ごわうれん」が混入してゐる。しか
しもともと「胡王連」には「たうやく」の名もあるので
ここに入つたらしく思はれ、後にまた言及する。

○肢体病疾部(九十九丁オ五行目—一百丁ウ六行目)

「尿いぱり」を冒頭に「い」の部から順に「いろは」順
になつてゐる。たゞし「い」の部は「いぱり」だけで、
「顱あたまのはぢ」がつづく。これも理由あつてのことで、
むしろ「はぢ」と見て「は」の部の冒頭とすべきもので
ある。

「い・は・ほ・へ・ち・を・わ・か・よ・た・そ」とつづくが、「そ」の部の次に「踝くるみし」があるのも他に理由あつてのことと思はれる。以下「つ・む・う・の・く・ま・ふ・こ・あ・さ・き・ゆ・み・し・ゑ・ひ・も・せ・す」の順で、「す」の部は「跣すあし。膾すね。」に終る。ここ（百丁オ一行目第三字）までが支体の部で、以下は疾病の部に属し、ここからまた「鬼缺いぐら」で始まる「いろは」順である。「い・は・に・ほ・へ・ち・(疔)・を・わ・か・た・そ・つ・ね・な・む・う・く・や・(瞼めのやに)・け・こ・て・あ・め・み・し・ひ・せ・す」とあり、途中（）で括つたのが、そこに位置するには、かな違ひと連語の場合である。

○宮室部（百丁ウ七行目一百二丁オ一行目）

「いろは」逆順で「簞子すのこ」から始まる。「す・せ・こ（後架こうか）・も・ひ・し・み・め・ゆ・さ・あ・こ・て（こ）のところ逆順）・ふ・け・ま・や・く・の・う・む・ら・な・な・つ・ゆ（浴室などの）・そ・れ・た・か・を・ち・と・へ・ほ・は・ろ・い」の順であるが、中途に見える例外については後に説明するところがあらう。

○時令の部（百二丁オ一行目一百十一行目）

「煤除すすはき」に始まり「冒いりひ」に到る二十八項で、「いろは」逆順。ただ、時令の部といひ、しかも少い項目を選びながら、一年間の時節にかかる語の撰択に何らの目立つた基準もなく不均衡が見られるのは注目すべきことである。

○天地部（百二丁オ十二行目一百三丁ウ九行目）

「天畢すばるほし」に始まり「祖いしのま」に到る「いろは」逆順。「す・せ・ひ・し・み・ゆ・き・さ・あ・て・ひ（徽ひさめ）・こ・ふ・ま・や・く・の・う・い・ひ（乾坤いぬいひつじきる）・う・た（異たつみ）・う・む・ら・な・ね・つ・そ・た・よ・か・わ・ち・と・ほ・に・は・い」の如くだが、中に（）で示したものは、後に説くが一往の理由があるものであつて、決して編者の気まぐれや誤りではあるまい。

さて、以上の各門は、一定の傾向をそれぞれに内蔵してゐて、その上に各門を通じて共通するところの幾つかの型の存在することも略、明らかになつたかと思ふ。

さらによく見ると、これらの各門の排列は、先々示して来たやうに「魚類・貝・虫蛇・禽鳥・獸・食火・服・道具

草木・肢体・病疾・宮室・天地」となつてゐて、普通に節用集類が、乾坤門から始めて、言語門を最後尾に置くのに比べると、本書は、乾坤門の直後に言語門を置く点では必ずしも他に類例のないものではないが、その発想は、言語門の前の各門を、ほぼ逆順に排列しかへたものといふべきもののやうである。したがつて、普通の節用集類を見馴れた眼には魚類の部から始まることは、如何にも異様に見える。これを「天地・時令・宮室・肢体・疾病・草木・道具・衣服・食火・獸・禽鳥・虫蛇・貝・魚」とならべ替へてみると、やや普通のものに近づくけれども、しかしながら、草木と動物関係の諸門が道具・衣服・食火などによつて、分断されてゐるのが異様である。そこで魚・貝・虫蛇・禽鳥・獸を一括して、もとのままの順で草木の次に仮におきかへてみると、節用集類に極めて普通の排列になつてくる。

この点については後にまた詳しく論じることとする。そこへ行く前に言語部について一過的に考察を加えておくのが順序である。

天地部までにおいては、明らかにその部門相互の排列関係が異常であるばかりではなく、各部門内の姿も異常であり、且ある点では作為的であるやうに思はれる。これを全くの偶然とは強弁しえまい。なぜならば、とにかく一定の排列が見出せるのであるから。全くの無作為の結果なほ、こんな形になつたとするのは、その可能性を全く否定で

きない論理ではあるが、蓋然性は極めて少い。また、「いろは」をはじめから逆に唱へるやうな習慣をもつ人によつて「いろは」をはじめから逆に唱へるやうな習慣をもつ人によつて自然になしとげられたか、もしくはすでに「いろは」順になつてゐたものを故意に逆に置きなほしたか、いづれかでなければならぬとしたら、恐らく、それは後者であつたであらう。その蓋然性は極めて高いものと思はれる。

四、「いろは」順と「いろは」逆順

さて、その作為は、何のためか。国語と漢字用法との対応を示す辞書にとって、その作為は本質的に有益な、何らか積極性を含むものであり得たであらうか。その、いはば功利性を考へてみると、そのやうな面では、恐らく有意味な動機を理会することはできないであらう。

「いろは」順が用ひられた動機は、「いろは」歌の一般的な弘通である。多くの事項を秩序立てて示すには、評価を与へた上で一定の順序に挙げる方法と、価値批評なしに一定の順序に挙げる方法とがある。多数の事項からなる集合体の中に、一定の秩序を与へて排列し直す、また逆にいへば、排列し直しながら一定の秩序を含んでゐることを発

見してゆくと、その集合体の中に幾つかの小さな集合体のあることが解明されて来る。いひかへるなら、その集合体が幾つかの、それぞれの秩序をもつた小さな集合体から成立つてゐることが判明して来る。そこにその集合体の構造が明瞭になってゆく認識の途が開かれる。「いろは」歌を順序記号として應用する場合、言語の形式で把握される百般の事項について適用するなら、通常百科事典において見るやうな純粹に語（もしくは連語）の音（もしくは音連続）の形式にもとづく挙示の順序（もしくは排列の順序）のみを秩序立てるのみで、事項そのものの内容の軽重・要不要・是非・美醜・善惡・快不快などは基準に組み入れられないで終る。したがつて、その基準（つまり「いろは」歌における字種の出現順）は逆に事項検索に最も重要なコードになる。つまり検出する時のコードが、必ずしも評価を伴はないものであることを必要とする時に、慣習的に順序記号として弘通してゐた「いろは」歌が應用されたのである。もし「いろは」歌が廢されるなら、代りに「五十音」の如きを應用してもよいし、アルファベットの「A B C D E ……」も應用の対象になる。その功利性は、それぞれの音節文字表・字母表の弘通の度合ひによつて異なる。

ただし、あまりにも慣用の度合ひが弘く深くなつて、評価を含む場合も生じて來ることがある。たとへば、学校において生徒・児童の学習成績や能力・性質を評するのに、「甲乙丙丁」の十干を應用したり、「天地人」の三才をあてはめたり、「ABCDE」などアルファベットを活用したりする習慣が固定すると、本来評価と無関係であつた順序記号が、常に評価記号であると誤解される場合も生じる。「いの一番」といふ俗諺や「A^イI」といふ言ひ方の成立したやうに評価の色合ひを帯びることもあるのである。

辞書において應用される音節文字表や字母表は、評価の感情や合理性の含まれないところの、純粹順序記号としてであるから、その順序記号は、事項を排列する側から云つても、事項を検索する側から云つても、等しく共有されるところの一般性が保証されてゐるものであることが便利である。江戸時代を通じて見ると、「五十音」に順序を仮りたものは『和訓栞』などが著名なものであるが、他に多くはない。「いろは」歌が所謂「いろは」順として應用されたのは、正しく排列・検索両側から共通にその弘通性の認められるものであったからに違ひない。そしてそれは、「いろは」は・る・は・に・ほ・へ・と・ち・り……も・せ・す」とい

ふ動かざる布置そのものを生命としたのである。谷川士清の理会してゐた五十音図はオ・ヲの所属が逆であつた、また溯つて温故知新書においてもオ・ヲの所属が逆であつたから、今日の五十音順とは異なる五十音順を示してゐが、江戸時代の「いろは」歌には、そのやうな混乱は存在しなかつたといふ点でも、不動の、そして長い時間のへだたりを超えるものであり得たと思はれる。そのやうに固定してゐた「いろは」順は、その逆順においても不動ではあつたが、しかし弘通性はなかつたのではあるまいか。弘通させる努力もなかつたのではないか。

三近子が、言語の部において、明らかに標目を示してまで「いろは」順を活用してゐる一方で、他の部門において、標目を立てずに「いろは」逆順もしくは、「いろは」逆順と「いろは」順との折衷を敢てした動機は何處に有つたかは、謎である。

彼の節用集・字尽の類に対する批評の主眼は、排列にあつたわけではない。収めるべき漢字表記について注意を集中してゐたのである。そこで、異様といふべき「いろは」逆順の採用は、それを選ぶ事自体に有意義な積極性があつたのではなく、むしろ他に動機が存したと見るべきであらう。

「いろは」順というのは、二つの操作によつて行はれるもので、「いろは」によつて分けることと、さらに「いろは」で分けられたグループを「いろは」順にならべるといふことの二つを合はせることによつて完了する。だから、「いろは」分けといふのと、「いろは」順といふのは、連續して行はれる二回的動作であつて、厳密にいへば常に全く同じ一つのことではない。

さらに又、一般に「いろは」順といはれて来たのは、「いろは」歌に示されてゐる字種（字母といふ、いひならしに従つてもよいが）をその語の仮名書きの際の文字連結の、まづ第一位字のみについて、他を混在させないで集めることを第一段階とする。それを前提にして、集められたグループを「いろは」順に排列することであつて、第二位字以下についてまでも「いろは」分けをして「いろは」順に排列する所まで徹底しなくとも、「いろは」順といはれることがあつた。

したがつて、第何位字まで「いろは」分けして「いろは」順にするかの度合ひによつて、「いろは」順は更に詳しく区別しなければならない。現代の事典・辞書に見られる「五十音」順は、もつとも徹底したものをさすのが普通

であらうが、一つの分類の部門にふくまれる事項が、極めて少数の場合は、必ずしも徹底する必要がないし、偶然に徹底して行つた結果に一致してしまふこともあり得る。使用文字が示差的機能をあらはす同音語の多い名簿の索引などについては電話帳式が加味されることも少くないが、「いろは」順にも、度合ひの差があるのである。

さて、「いろは」順で排列された言語の部のそれぞれの門（いの部・ろの部・はの部……以下略）の内において、どのやうに排列されてゐるであらうか。言語の部といふ同一の部門の中の「いろは」各門の内に収めた項目は、すでに「言語の部」といふ名目で、他の魚類・虫蛇・貝・禽獸……の部と対等に並ぶのであるが、意義分類をすでに行つた結果生じたグループの一つであるが、さらに分けるとするなら、現行の辞書のやうに、徹底した語形についての分類・排列を採用する方向が一つ考へられる筈である。しからざれば、三巻本色葉字類抄の辞字・重点・暦字の如き分類、またさらには、漢字表記の上の二字語・二字語・三字語といふ方向。でなければ、語形の方で一音節語（つまり仮名一字の語）二音節語・三音節語……といふやり方

があらう。

しかし、このやうな分類は、必要があればといふことであらうから、必要がないかどうかを先づ考へるのが順序である。

同一部門の同一意義分類に属する語の種類が非常に少なければ、当然特に排列の工夫は不要であらう。

したがつて、そのやうな不必要的部分についての語の排列はどのやうであらうと一向に内容上不都合はなく、前例をうける要もないし、新たに工夫する要もなかつたであらう。ただ一つの門の収容語種が多大であるときは、それに何らかの排列の秩序を考へることは、無益なこととはいへない。辞書編修の技術の点から見ても、一定の原則を理論的にうち立てることによつて、アトランダムの採集・收載において生ずる欠陥・遗漏を補訂しうる立場を留保することができるのみではなく、検索の手がかりを示すことができるといふ点で極めて有意味の整理作業であるといはねばならない。

さて右のやうに考へてみると、本書の頭書の「言語の部」の「いはるは」各部門の内部は、早引節用集（ことに幕末に多かつた）のやうなものに見られる音節数による排列

を加味することであつたなら、新しい秩序を与へたと云ふことができるが、語形を観察してその第一音節まで「いはるは」順にするといふこともないし、特に何かの排列を工夫したとは見えない。

ただ、考へられる手がかりは、本稿の考察をはじめる動機となつた、この節用集の改編らしい頭書の語彙の前書きに述べてあるところである。

そこには従来の節用集その外あらゆる字書の短所を改めて、日常にうとい難字を省き、また一方、あまりによく知られてゐて一生のうち一度も字書を引いて見ることもないやうな易字も載せないとして、收録の内容を吟味したと云つてゐて、そこには、従来のものの加除訂正の意図がうかがはれる。当然その大前提として、既成のものが一つの見本として具体的に存したらしいと考へられる。恐らく享保年間に著者三近子の手許には何かが存在したに違ひない。それが単数か両数か複数か明かではないが、何かが具体的に存在してゐたことは事実でなければならぬ。

さて、「い」の部門の中の排列を見よう。

弥増いやまし 獻いとふ 頴いせる／ヌイモノ 繰いとくる 經

嘗いとなむ 鑄いる／カヂ 煙いる／ヒ 燐いる／フネ 斷いる／
ハ 淪いさす 駿足いちはかし 況いはんや 訝いふかる 許い
つはり 唯いらへ 否いなや 謂いはれ 時勢いまやう 偽いろ
めく 虜いけどり 憤いきどをり 噎いがむ 苛いらつ 安忍い
ぶり 黥いれすみ 肝睡いびき 膝行いざる 倡引いざなふ
勇いさむ 揭焉いちじる 綺いろふ 彩いろどる 日外いつぞ
や 忽いるかせ 挑いどむ 逸徹いつて 位階いかい 逸興
いつけう 淫乱いんらん 丂繞いねう 異名いみやう 印可いん
か 懃懃いんぎん 異言いげん 異見いげん 一期いがん 一
廉いつかど 一派いつは 一途いぢづ 一枝具いつしく 一往
いちわう 一槻いちかい

右の如くであるから、一見して直ちに指摘しうるのは、始めの「弥増いやまし」から「挑いどむ」までは漢語ではない、いはゆるやまとことば・固有語の漢字表記の際の用字を示してゐて、「逸徹いつて」以下「一槻いちかい」までは、漢字音に由来するもしくは部分にそれをもつた語の用字を示してゐるといふ点である。訓読の語（或は世話）と漢語とを区別して集めるといふ方法を探る節用集はさして多くはないけれども、ある。たとへば、同じ三近子の作である『悉

皆世話字彙墨宝』やまた『永代節用無尽藏』（天保二年）の如き。「逸徹いつて」以下の字音に由来する語の用字の項目数は十七語であるが、中に「一廉」のやうな、所謂箱読みのものも混つてゐる。しかしそれは、その前後に並ぶものを見ると「一期いぢづ」から「一槻いちかい」まで、二字連結の上位字が「一」を共通にもつものであるから、漢字「一」（よみ方はイチ・イツ区別なしで）を目安に集めてみると見られる。その点から「一廉いつかど」が混じることは一つの合理的な処理であると解せられる。

この点から、「ろ」以下の各部門を調べて見ることにする。「ろ」「り」「る」「れ」「ら」の門ではそれらの音節で始まる倭語が一般にないのが本来であつたから字音に由来する語の用字のみであり、今専外に置くが、他は、殆んどが、前半に固有語の漢字表記に相当する用字を掲げ、後半に字音に由来する語の用字を集めて示してあつて、原則は一貫してあると見ることができる。

ただし、例外になるものが若干あるので、それについては、次に検討することにする。

「果敢はがどる」に始まり「走回はしりま」に到る倭語・固有語グループ(以下Aと記す。他門についても同じ)と「白状はくじやう」に始まり「博奕バクチ」に到る字音グループ(以下Bと記す)から成り、更に、「麁はたく」以下三十項のAがある。すなはちA・B・Aといふ構成である。

「に」の部

A (〔辯にぐる〕……「鈍にぐる」)

B (〔柔和にうわ〕「忍辱にんじく」)

「廣にせもの」……

B (〔一半にはん〕)

「ほ」の部

A (〔頬帽ほうかぶり〕……「煩熱ほとをる」)

B (〔乏少ぼくせう〕……「褒美ほうび」)

「く」の部

A (〔諂謙くわいくわいだる〕……「答くる／ハタク」)

B (〔変改へんがい〕……「辨舌べんぜつ」)

「く」の部

B (〔塗炭とたん〕)

A (〔穩婆とりあがば」〕……「左右わかれ」)

「ぬ」の部

A (〔滑ぬめる〕……「鈔ぬく／カキヌク」)

B (〔ナシ〕)

「ね」の部
A (〔曇々どみ／〕……「頓作とんざく」)
B (〔ナシ〕)

「ね」の部
A (〔千眼ちぎれる〕……「因ちなみ」)

「ぬ」の部

A (〔滑ぬめる〕……「鈔ぬく／カキヌク」)

「ね」の部
A (〔賛ちゃん〕……「地躰ぢだい」)

「ね」の部

A (〔押柄をうへる〕……「鷹揚をうやう」)

「を」の部
A (〔帯をめ／スゴロク〕……「夥をびたゝ」)

「ね」の部
A (〔押柄をうへる〕……「鷹揚をうやう」)

「わ」の部
A (〔煖わかす／サケ〕……「移徙わたまん」)

「か」の部
A (〔急墮かいたるし〕……「貯かばう」)
B (〔荷負かぶ〕……「校割かうかいもの」)
B (〔横道わうどう〕……「和睦わほく」)

「か」の部

A (〔譜そらんず〕……「若干そこばく」)

A (〔譜そらんず〕……「若干そこばく」)

B (〔聰明そうめい〕……「卒度そいつ」)

「う」の部

A (「九折うきぬをり」……「強面うれなし」)

B (「通伝うて」……「追従ういせう」)

「ね」の部

A のみ

「な」の部

A (「胜なまくわん」) ……「懷なぐく」)

B (「難波なんじゅ」) 「難題なんたい」)

「よ」の部

A (「弱よはし」) ……「尋常よのうな」)

B (「余勢よせい」) ……「幼稚ようち」)

「た」の部

A (「爛たるれる」) ……「伊達だて」)

B (「沢山たくあん」) ……「大低たいてい」)

「れ」の部

B のみ

「そ」の部

B (「蘇生そせい」)

B のみ

「む」の部

B (「無義道むぎだう」)

A (「無差むさと」) ……「剝むく」)

B (「矛盾むじゆん」) ……「謀叛むほん」)

「う」

A (「初立ういだち」) ……「表書きうがき」)

B (「鬱憤うつふん」) 「胡乱うろん」)

A (「上風うはて」)

「の」の部

B (「能囃のうはやし」)

A (「説のるゑ」) 「罵詈のりしる」) 「遁のぞく」) 「除のぞく」)

「く」の部

A (「嘘嘘くいあはす」)

B (「科料くはりやう」) ……「公界くかい」)

A (「号くめすきみ」) ……「郭くわは」)

B (「工夫くふう」) ……「究竟」)

「ゑ」の部

A (「愚鷄ぐどくゑ」) 「癖くせ」)

A (「動やくもすれば」) ……「雇やとい」)

B (〔厄やぐ〕)

A (〔屢やぐ〕) …… 「優やぐ」)
「ま」の部

B (〔満更まんがる〕) …… 「慢氣まんぎ」)

A (〔區まやく〕) …… 「真似まね」)

「け」の部

B (〔險阻けんそ〕) …… 「化転けんそ」)

A (〔健氣けなげ〕) 「氣疎けなぐ」)

B (〔慾貪けんとん〕)

A (〔不恠けしからば〕) 「尤けやむ」) 「剝けぐる」)

「ゑ」の部

B (〔不都合ふつがう〕) …… 「撫育ふくいく」)

A (〔文作ふりぐる〕) …… 「吹聴ふきぢやぐる」)

「ゑ」の部

B (〔篆いんじ〕)

A (〔今般いんだい〕) …… 「覆いぱるイ」)

B (〔根性こんじやく〕) …… 「後燕いはんえい」)

「ゑ」の部

B (〔天然てんねん〕) …… 「的てきてき」)

A (〔為躰ていたぐ〕) …… 「手筒ててく」)

「部

「あ」の部

A (〔鮮あわやか〕) …… 「可惜あたらしい」)

B (〔愛相あいがわ〕) …… 「塩梅あんばい」)

「ゑ」の部

B (〔座配ざはい〕) …… 「裁断ざんだん」)

A (〔爽さはやか〕) …… 「端端ぱぱか」)

「ゑ」の部

B (〔行列ぎやうれい〕) …… 「懶慢きやうまん」)

A (〔聞蕩きこひくわ〕) …… 「鍛あたご」)

「ゑ」の部

B (〔優長ゆうちやく〕) …… 「猶予ゆうよ」)

A (〔淘ゆる〕) …… 「弛ゆるぐる」)

「ゑ」の部

B (〔面皮めんひ〕) …… 「明細めいさい」)

A (〔召捕めしとめ〕) …… 「瞼めまぜ」)

B (〔綿密みんみつ〕)

A (〔行程みちのり〕) …… 「醜みにく」)

B (〔未練みれん〕)

「部

- A ([「恥しかと」])
 B ([「無差異しやうなし」])
- A ([「鎮じぐる」]……「済しぐる」)
 B ([「無術じゆつなし」])
- A ([「河かかる」]「吝しほい」)
 A ([「時宜じぎ」]……「従者じゅわう」)
- B ([「色弗しりどる」]「尻凝しりの」)
 A ([「衣紋えもん」])
- 「ゑ」
 B ([「榮耀えよう」]……「演説えんぜつ」)
- A ([「醜えぐい」])
- B ([「搗搗びくめく」]……「混々ひたつく」)
 「も」の部
 A ([「勿体もつたゞ」]……「目算もくさん」)
 B ([「搗もどく」]……「斎ものいみ」)
 「せ」の部
 B ([「先規せんき」]……「刹那せつな」]「無詮せんなし」)
 A ([「陵蹠せたぐ」]……「眞ざまぐる」)

- B ([「節臘せつろうし」]「先縁せんぐり」)
 「す」の部
 A ([「漱すく」]……「スヤく」)
 B ([「醉狂すいきやく」]……「素面すめん」)
 A ([「素戻すもどり」]……「透写すきうつし」)
- 右のやうな状況になつてゐるが、これを簡単に取りまとめておらむ、他の部についてもその排列順をも加へて示すと次のやうになる。
- (一) 部門として、「言語の部」とそれ以外の部とは内部組織に差がある。
- (二) 「言語の部」は、「いろは」順の分類をもつ。
- (三) 「魚類の部」前半は「いろは」逆順、後半は「いろは」順。
- (四) 「貝の部」は、「歌仙貝」の部分を除いて「いろは」逆順。
- (五) 「虫蛇の部」のうち前半の「虫の部」が「いろは」逆順。後半の「蛇の部」の明かな順序を立ててないが、何か別のものを附加したらしく見える。
- (六) 「禽鳥の部」「獸の部」「衣服の部」「道具の部」「草木

の部」「支体病疾部」「宮室部」「時令の部」「天地の部」は、それぞれに若干の付加された部分を前・後にもつかもしくは途中に順を追はないやうに見える部分をふくむことがあるが、大体は「いろは」逆順。

(七) 諸部門の排列が、節用集類と異なるが、多少の修正を加へると節用集類に極似する。

(八) 「言語の部」は先述の如く「いろは」順の次に、各部門内では倭語と字音語とを大体区別し、グループを作つて収めてゐる。

さて、このやうに要約して見ると、「言語の部」以外の、つまり全体の前半の部分にあたる諸部門では、極めて異様な「いろは」逆順であつて、かなり作為的なものであることが分る。このことは「言語の部」の極めて順当な「いろは」順であるのに比べて顯著な傾向で、あまり他に類例あるを聞かない。ただ、態と「いろは」逆順を選んだと思はれるので、当然、既成の「いろは」順のものを前提としてそれならべ変へといふ操作が必要であつたと思はれる。

その並べ変への操作は多分、本書の編者のしわざであらうが、その前提になつた「いろは」順のものも、或はこの編者のオリジナリティな編であつたかも知れない。それもオリ

デナルであつたとすれば、非常に珍しい排列をわざわざ作り上げたことと解されるので、その不自然さの必要性はどうにあつたかを究明せねばならなくなる。その理由は何であつたか。

また、前提になつた「いろは」順が既成のものであつたとすれば、それは具体的にどのものであつたか。またそれが究明できても、できなくとも、その理由は何であつたか。

疑問として、右の一いつのことが別箇に成立つてくる筈であるが、両者いづれに考へるにしても、理由は何だつたかといふ点では、作為した理由といふ点で、手続き問題とは別に同一の結論が求められて然るべきものと考へられる。その求められるべき結論は、もはや殆んど多言を要しまいと思はれるが、「いろは」逆順成立の手続の方に論点を移したい。

五、「いろは」逆順排列の成立の考察

節用集類の批評から生れた、本書のこの頭書の部の体例——これを節用集と呼ぶことは、もはや適當でないが——

はかなり異常なものであるが、外にも大改編を加へた末流のものがないではない。今、ここに本稿の主題にとつて、極めて主要な資料として、『増補広益字盡重寶記綱目』上中下三冊（宝永二年一月刊）によつて以下述べるが、『字尽重寶記』（宝記）と略称する）を参照してみる。

この『字尽重寶記』も、節用集の一種としてよいかどうか必ずしも明確ではない。しかし江戸時代の常識では、「節用集」をこれらをもふくむ汎称として用ゐたものと仮定してみてもよいであらう。それはしばらく措き、『字尽重寶記』の書誌を本稿に必要な限度に節して述べてみよう。

卷之上	目録
第一 天地之文字	第二 時節之文字
第三 年中月之異名	第四 六十余州并外国
第五 洛中洛外神社仏閣	第六 家居付堂伽藍神社等
第七 官位	第八 名字
第九 平人俗名之字	第十 人倫之字
第十一 支脉之字	第十一 不仁并諸病之字

とあつて、卷末の第廿五以下の各項を別にするにしても節用集類としては、収める語の、用字をそれぞれ一項目として数へると、比較的多量を示してゐて、江戸中期としては見るべき辞書の一つに数へてもよいかも知れぬ。

部門は「天地」「時節」の次に、「月之異名」「六十余州」「洛中洛外神社仏閣」が位置してゐるのが見馴れないが、何よりも、「いろは」分類が、意義分類の下位になつてゐ

第十三 草木	第十四 魚
第十五 貝	第十六 蛇之類
第十七 虫	第十八 鳥
第十九 諸獸	第二十 衣服
第二十一 飲食付湯火	第二十二 器財

卷之下	
第二十三 言語并世話	第二十四 数量
第二十五 色紙短冊之書法	第二十六 書札之寸法
第二十七 翻付封并表書之法	第二十八 書法大槻
第二十九 太刀折紙之書法	第三十 魚鳥目録之書品

(第卅七) 制札之書法

(第卅八) 制札之寸法

る点が、古くからの節用集と大いに異なるところである。しかし、意義分類の下に「いろは」順の分類を与へて、しかも「言語の部」に到るまでの全体を一貫してゐるところまでは、整理されてゐるが、各門の内部においては、全体に一貫する基準といふべきものは何ら立てられてゐない。

い	い	い	い
は	ろ	る	い
乾	陰陽	雷公	電
地	地	公	電
白	陋巷	雷	電
駒	はづく	公	電
・	はさきやう	・	・
破鏡	はきやう	路次	奉
・	はきやう	頭	奉
彗星	はきせい	路邊	奉
・	はきせい	・	・
牛	牛	牛	牛
砥山	砥山	砥山	砥山

などとあつて、いの部の天地（もしくは乾坤）が、「乾・
陰陽・雷公・電……」の如き排列にあつたものの改編であ
らうことが直ちに推定できるが、それ以上のことは未だ明
らめてゐない。

さて、今、「字尽重宝記」の「天地」門について述べたついでに、本書の即ち『一代書用筆林宝鑑』頭書の「書面走廻用字」の「天地の部」を見よう。すでに大略示したやうに本書の「天地の部」は、「天畢すばるほし」で始まり、「租いしのま」に到る「いろは」逆順であるから、比べる時は、「字尽重宝記」の「天地の部」の「す」の項を先にしてそこから溯源といふ方法をとればよい。

『字尽重宝記』は一面十行で、各項は漢字の用字が行草書で大きく掲げてあつて、右旁にひらがなの読み方が付けてあり、時折左旁へは、その字の音、もしくは訓をかたかなで加へてある。下に二行に割つて若干の注を伴ふことが多いう。その注は、出典もしくは用字の出所としての「詩林正宗」「多識(篇)」「礼記」「日本紀」「東坡集註」「和名抄」「事文前集」「釋名」「詩經」「古今韻会」「文選」「翰墨全書」「藏玉(集)」「神代卷抄」「東寺緣起」「鑒囊抄」「字彙」「遊仙窟」「史記」「事文皇子篇」「八雲御抄」「千字文」「萬葉(集)」「事文後集」「枳氏要覽」「千金方」「因果經」「回春」「明鑑」「正伝」「本草」「十王經」「阿弥陀經」「事文統集」「明鑑」「中臣祓訓解」「事韓文」「左伝」「莊子」「大學」「孟子」「古文後集」「論語」「源氏」「古文諺解」「周書」「長恨歌」「海篇」「春秋」「涅槃經」「詩」「助語辭」「童観抄」「中庸注」「書經」「周易」「楊子法言」の名を挙げることがある。同一の語について別の用字がある時、それを提示する。また、その語の用法について限定したり指示したりするための注もすくなくはない。

『字尽重宝記』に対して、本書の頭書では、各項に注らしきものを伴ふことは極めて稀であつて、「天地の部」に

『字尽重宝記』は一面十行で、各項は漢字の用字が行草書で大きく掲げてあつて、右旁にひらがなの読み方が付けてあり、時折左旁へは、その字の音、もしくは訓をかたかなで加へてある。下に二行に割つて若干の注を伴ふことが多いう。その注は、出典もしくは用字の出所としての「詩林正宗」「多識(篇)」「礼記」「日本紀」「東坡集註」「和名抄」「事文前集」「釋名」「詩經」「古今韻会」「文選」「翰墨全書」「藏玉(集)」「神代卷抄」「東寺緣起」「鑒囊抄」「字彙」「遊仙窟」「史記」「事文皇子篇」「八雲御抄」「千字文」「萬葉(集)」「事文後集」「枳氏要覽」「千金方」「因果經」「回春」「明鑑」「正伝」「本草」「十王經」「阿弥陀經」「事文統集」「明鑑」「中臣祓訓解」「事韓文」「左伝」「莊子」「大學」「孟子」「古文後集」「論語」「源氏」「古文諺解」「周書」「長恨歌」「海篇」「春秋」「涅槃經」「詩」「助語辭」「童観抄」「中庸注」「書經」「周易」「楊子法言」の名を挙げることがある。同一の語について別の用字がある時、それを提示する。また、その語の用法について限定したり指示したりするための注もすくなくはない。

『字尽重宝記』に対して、本書の頭書では、各項に注らしきものを伴ふことは極めて稀であつて、「天地の部」に

ついていへば一一七項のうち

畠田／[#]埜野／靈雨つゆ梅雨／[#]尔波海上

の四項について存するのみである。

(未完)